第27 非常電源 (蓄電池設備)

非常電源(蓄電池設備)の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

	試馬	涣 項	目	試	験	方	法	合 否 の 判 定 基 準
設置	場所等	等	場所	目視によ	り確認す	3 .		a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けられていること。 b 次のいずれかにより設置されていること。 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場所にあっては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室(以下「不燃専用室」という。)に設けてあること。 告示基準に適合するキュービクル式蓄電池設備(以下「キュービクル式」という。)は、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室(以下「機械室等」という。)又は屋外若しくは建築物の屋上に設けてあること。 キュービクル式以外の蓄電池設備を屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあっては、隣接する建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)から3m以上の距離を有するか又は当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。
		不燃専用 室・機械 室等	換 気 設 備 有効な防火	目視によ	り確認す	る。		屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋
		至等区画						戻してあること。
		防水措置						水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。
	出火防止· 延焼拡大防 止							a 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。 b 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。
			照明設備の 有無					点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。
			標 識					蓄電池設備である旨の標識が設けられていること。
構	造	•	性 能	目視によ	り確認す	る。		消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官 が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
保	有	距	离生	目視によ	り確認す	る。		蓄電池設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 (単位:m)
								保有距離を確保 操 点 換 そ 周 列 相対する面 変電設備又は 建 発電設備 作面 検 気 他 の 垣面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 の のもの 等 キュービクル式のもの 1.0 0.6 0.2 0 / / 1.2 1.0 0.2 0 0 1.0 1.0

									あ:	充 闌中	電 装 印は、 は、1.00 D/は、	架台 m以_	1.0 ì等を 上離れ	0.0 設け	けるさいる	2 0 ع = ت ک	/ によ :。		/ それ				/ / .6mを	E 超え	/ / る場	/ / 合に
設	置	方	法	分	岐	方	法	目視により確認する。	別図にれない。		す方法に 施工され				他の	D電:	気回	路の	D開	閉器	又は	遮断	器に。	よって	、遮	断さ
				結	線・	· 接	続		配線、	付属	属機器等	は、	確実	に、	かっ))	緩み	なく	(接網	売さ	れて	いる	こと。			
				表			示		開閉器	器には	は、消防	用設	備等	用て	゙゙ある	る旨	の表	示た	がある	るこ	٤.					
				耐	震	措	置		地震動	動に。	より、変	形、	損傷	等か	で生し		ハよ	うに	:措]	置さ	れて	いる	こと。			
				蓄電	池・カ	七電装置	置等		電気月	用品及	及び電気	江作	物に	係る	法令	>ິດ:	規定	に证	6合	って	設け	5h	ている	ること		
				配			線																			

イ 機能試験

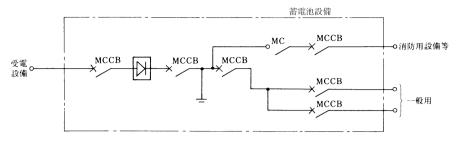
	試	験	項	目	l	試 験	方	法	合	,	否	Ø	判 定	基	準
接	地	抵	抗	試	験	接地極等の接地		接地抵		測定値は、	次表の数値	であること。			
						抗計で接地抵抗値 なお この試験	値を測定する。 験は、他の法令に基づく _				X		分		接地抵抗
						試験と兼ねて行う				電	圧の種別によ	る機器	接地工事の種類	接地線の太さ	値
										電圧が直 150 V 以 ⁻	流300V又は	ただし、使用 交流対地電圧 を乾燥した場 くく。	D種	引張り強さ 0.39kN以上 の金属線又は	100 以下 (注)
										300 V を	を超えるもの。	,	C種	│直径1.6mm以 │上の軟銅線	10 以下 (注)
												該電路に地絡を ときは、500 じ	を生じた場合に0.8 以下	5秒以内に自動的	に電路を遮
	絶	縁	抵	抗 試	大	充電装置及び送子と大地間 (A と 大地間 (DとE) 絶縁抵抗計で測定 なお、この試験 試験と兼ねて行き	こE) 及び直流(の絶縁抵抗値 Eする。 検は、他の法令I	則端子と [を500 V に基づく		測定値は、	3 M 以上 ⁻	であること。			

			絶縁抵抗測定位置の例 入力 A MCCB 充電装置 D× MCCB MCCB 業電池 消防用	
作動 試験	減液警報	装 置	次のいずれかの方法により減液警報の性能を確認する。 (1) 蓄電池の電解液面を低下させる。 (2) 電解液面低下検出電極を液面より出し入れする。 (3) 検出の中継端子を短絡又は開放する。	正常に動作し、音響を発し、赤色表示灯が点灯すること。
	切 替 装	置	常用電源を遮断し切替機能を確認する。	遮断器、電磁接触器、継電器、表示灯、計器類等が正常に作動すること。

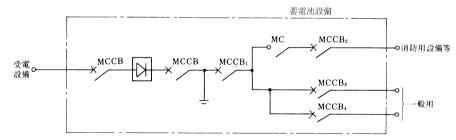
備考 印の試験は、「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。

別図 蓄電池設備からの分岐方法

(1) 主遮断器の一次側より分岐する場合の例



- (注) 略号の名称は、MCCBは配線用遮断器をMCは電磁開閉器を示す。(以下同じ。)
- (2) 主遮断器の二次側より分岐する場合の例



- (注) 主遮断器MCCB、は過負荷及び短絡時にMCCB。、MCCB4より先に遮断しないものとする。
- (3) 蓄電池設備と自家発電設備と併用する場合の例

